

がい こく じん ぜい む そう だん かい

外国人のための税務相談会 2021

日時：令和3年2月7日、14日（日） 10:00 ~16:00
 場所：豊橋市役所13階 講堂
 通訳：ポルトガル語、スペイン語、英語、タガログ語
 定員：各日とも90名（先着順）
 予約：豊橋市国際交流協会まで電話、メールでお申し込みください。
 （1. 氏名 2. 住んでいる市 3. 国籍 4. 携帯電話番号
 5. 何年度分 6. 申告する内容を伝える）



ポルトガル語：080-3635-0783 / guida@tia.aichi.jp (10:00~17:00)

英語、タガログ語：090-1860-0783 / sodan-1@tia.aichi.jp (9:00~17:00)

受付できないもの：1. 自営業の申告書 / 2. 第1回目の住宅ローン控除

- ① 令和2年に年末調整を受けていない方
- ② 転職か、無職になった方
- ③ 扶養家族の申請をしなかった方（外国へ送金をふくむ）
- ④ 2か所以上の職場から給与をもらった方
- ⑤ 世帯合計一定額以上医療費を支払った方（原則10万円以上）
- ⑥ 世帯合計で12,000円以上のOTC医薬品を購入された方
- ⑦ 国民健康保険や生命保険に加入していて、控除していない方

必要な書類（全員）

1. 源泉徴収票（原本）
2. 在留カード（+両面コピー）
3. マイナンバー（+両面コピー）
4. 銀行の通帳（+コピー）
5. 印鑑

※必要な書類は申告の内容により異なります。



家族を守りましょう！
 会場に連れてくるのを控えてください。



「新型コロナウイルス感染防止対策にご協力ください」

- ◇ 熱がある方、体調が優れない方は、入場できません。
- ◇ 入口で検温、手指の消毒をお願いします。
- ◇ マスクを着用してください。
- ◇ 筆記用具（ボールペン、はさみ、のりをご持参ください）
- ◇ 相談者1人のみ、会場に入れます。



主催：豊橋市（豊橋市国際交流協会受託）

共催：東海税理士会豊橋支部、NPO法人ABT豊橋ブラジル協会、TFA豊橋フィリピン協会